

令和7年5月1日

NHK 受信未契約等について

県外自治体での未契約未払い報道を受け、2月下旬から庁内で調査を進めてきた結果、市公用車のカーナビなどテレビ放送を受信できる機器の一部で NHK との未契約及び契約種別の誤りがありました。

記

1 未契約テレビ受信機の台数

種 類	台数
カーナビ	51
ワンセグ機能付き携帯電話	5
合 計	56

2 契約種別誤りの台数

種 類	台数
テレビ (誤:地上契約→正:衛星契約)	7

3 令和6年度までの未契約分等支払額 6,052,200円 ※最も古いものは平成22年6月のカーナビ搭載公用車です。

4 原因

- ①事業者が所有した場合は、テレビ放送を受信できるカーナビや携帯電話も放送受信契約の対象となることについて、職員の認識が不足していたため。
- ②テレビ放送受信状況及び契約状況の確認が不足していたため。

5 今後の対応について

- ①適正な事務処理や確認を徹底する。
- ②令和6年度までの未契約分等について、NHK への支払いを進める。
- ③テレビ受信機能は原則解除の方針のもと、すみやかに受信契約の見直しを進める。

担当:管財課 管理係
 課長 安藤、課長補佐兼係長 丹治
 電話 024-535-1140(直通)